

会議の名称	令和2年度第3回個人情報保護運営審議会		
開催日時	令和2年10月14日(水) 午後6時00分～7時45分		
開催場所	東村山市役所 本庁舎6階 601会議室		
出席者 及び欠席者	<p>●出席者： (委員) 臼井雅子会長・日下直喜委員・嶋田節男委員・田村初恵 会長職務代理・當間丈仁委員・水越久吉委員・広井勝夫 委員 (市事務局) 東村総務部長・荒井総務部次長・武藤総務課長・鳴海情 報公関係長・高谷情報公関係主任</p> <p>●委員欠席者：なし</p>		
傍聴の可否	傍聴 不可	傍聴不可 の場合は その理由	会議の中で、東村山市情報公開条例第6条各号に 規定する非公開情報(個人情報や、市の情報セキュ リティ対策の詳細情報など)が含まれる事項を 審議するため
会議次第	<p>(1) 副市長挨拶 (2) 会長挨拶 (3) 会長へ諮問書授受 (4) 諮問審議 ・令和2年度諮問第6号 東村山市立小・中学校教職員ストレスチェック業務委託(学務 課) ・令和2年度諮問第7号 東村山市立小中学校一人一台端末の配備における環境整備委託 (情報政策課) ・令和2年度諮問第8号 小平市・東村山市・東久留米市による住民情報システム共同利 用(自治体クラウド)導入及び使用(情報政策課) (5) その他</p>		
問い合わせ先	<p>総務部 総務課 情報公関係 担当者名 鳴海・高谷 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227</p>		
会 議 経 過			
<p>(1) 松谷副市長挨拶 審議会へのご出席をいただきありがとうございます。 当市の副市長が2名体制となり、本年4月より東京都から当市副市長として就任さ せていただきました。 本審議会におかれましては、今年度1回目、2回目を新型コロナウイルス感染症拡 大防止のため、書面にて開催させていただきました。委員の皆様には大変ご不便をお かけいたしましたこととお詫び申し上げます。 この度の3回目におきましては、今年度初めて委員の皆様が顔を揃えての開催とな ります。委員各位におかれましては、是非、忌憚のないご意見、ご検討、ご助言をいた だけたらと思います。</p>			

どうぞよろしく申し上げます。

(2) 会長挨拶

皆さんこんばんは。そして、お久しぶりでございます。

前年度最後の審議会が2月に行われ、その後一挙に新型コロナウイルス感染症が拡大しましたことから、この度半年以上振りの対面による審議となります。

委員及び事務局の皆様におかれましては、またお会い出来、お元気そうで嬉しく存じます。

委員各位におかれましては、日頃より活発な意見交換をいただいているところがございますが、働き方改革、また、こういった時世でございますので、出来るだけ個人情報に関わる箇所に要点を絞ったご質問等で、審議時間の圧縮ができたらと思っております。

どうぞよろしく申し上げます。

(3) 会長へ諮問書授受

東村総務部長より臼井会長へ諮問書を手渡す。

(4) 諮問審議

○「東村山市立小・中学校教職員ストレスチェック業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び学務課の回答

- 諮問書P. 2「2委託内容 ④面接指導を希望する利用対象者等の情報の提供」について、面接指導を希望した利用対象者は、本人の意向に関わらず市へ情報提供されるとある。面接指導を希望したもののうち、市への情報提供を希望していない利用対象者の分も提供されるシステムについて、その必要性について説明していただきたい。元々は内面に関わることなので、情報提供をする、しないは本人の希望が前提になると思う。面接指導に必ず必要であるといった理由がある場合はやむを得ないと思うが、医師の判断ではなくて、面接指導を希望したら自動的に市へ自身のストレスチェックの情報が提供されるようになっている理由を説明していただきたい。
- ストレスチェックの結果を市へ提供するかしないかということ、利用対象者は選ぶことができるのか。
 - 出来る。ただし、高ストレスという結果となり面接指導の対象となった場合、そのことについて本人はシステム上確認でき、その結果を見て、面接指導を希望した場合と、面接指導は希望しなくても市へ結果を提供することについて希望した場合は、教育委員会がそのかたの結果を見られるようになる。
- 高ストレスという結果が出て面接指導が必要となっても、面接指導を受けなければ、市や学校にストレスチェックの結果はもちろん、面接指導が必要であるという情報もいかないということか。
 - そのとおりである。
- けれど、面接指導を受けたら結果に関わらず市や教育委員会が結果を知ることが出来るということか。
 - そのとおりである。

- そのことについて確認をしたい。面接指導を受けるかたも、市や学校への結果提供は本人の希望であるとか、何かしらの措置が必要なかたの分だけは提供されるとかであれば分かるが、面接指導を受けるかたは全員自動的に市や教育委員会へ情報が提供されてしまうということが疑問である。
- 面接指導を、産業医ではなく本人が希望するメンタルクリニックなどに自身の意思で行けば、結果や面接指導の希望の有無は市や教育委員会へ提供されない仕組みである。
- おっしゃる通り、本人が産業医とは別のところに行って面接指導を受ければ結果の提供はされないが、そうではない場合に提供されてしまう理由が知りたいのである。
- 面接指導の費用は教育委員会が負担するのか。
→ そのとおりである。
- 教育委員会の負担だから、教育委員会としては面接指導を受けるかたの結果を知らなければならないなどあるのではないか。
- この理由について、後日事務局を通して報告するようお願いする。
→ (情報公開係長) 我々市職員が行っているストレスチェックも、面接指導を希望する場合、その結果について事業主へ行くという約束でやられていたかと思う。よって、何か法によりルールが決まっているのかという部分も含めて後日確認し報告する。
- 情報を提供してもらう理由があり、必要だから市は結果を把握しておきたいが、市へ知られたくない場合は、自身で希望する医者面接指導を受けてくださいということ、あらかじめ事前に説明していただけたら良いと思う。
- それは説明するだけでなく、ストレスチェックを受けるときの説明書などにも丁寧に書いておいていただきたい。自分自身も職場で似たもの、おそらく同じ事業者が作られているものかと思うが、産業医の面接指導を受けた場合、その結果はどうなるのかということが、字が細かかったり、丁寧な説明をしていただけなかったりと、良く読まないといけないという場面があった。ストレスチェックの結果は、かなり配慮を要する情報であるわけなので、事業者のやるとおりに安易に進めず、市が運用においてきちんと説明するなどしていただきたい。
- 市へ情報を提供した場合には、不利益な取り扱いをしない旨もきちんと載せておいていただきたい。
- 高ストレスの原因が、例えばパワハラなど学校の中でのことだったら、市への情報提供はまずい結果となると思う。それを防ぐために、安易に産業医に結び付かない方が本当はいいシステムだろうと思う。
- 諮問書P. 21「サービス利用約款 第4章契約団体共同実施者」について、この共同実施者は設置しないと理解しているがそれで良いか。
→ お見込みのとおりである。
- 諮問書P. 4「5 コンピュータ・記録媒体の利用、外部接続の有無 (3) 個人情報データの保存年限、返還・廃棄方法」について、「ストレスチェックを実施した日から5年間保存し、削除する。」とあるが、教師は異動が何年かに一度あると思うのだが、異動するときこのデータは次の学校へ持っていくものなのか教えていただきたい。
→ インターネット上で利用対象者が自身のストレスチェック結果を、5年間参照できるということである。
- 本人が自身のID・パスワードを使用し確認できるようにするため5年間保存するというので、市や学校が見るためのものではないという理解で良いか。
→ お見込みのとおりである。

- こちらは連続して受診すると、前年度がどんな状態だったかというのがグラフとして確認することが出来、経年変化を見ることが出来る。おそらくそういった意味もあるのだろうと思う。
- 諮問書P. 3「5コンピュータ・記録媒体の利用、外部接続の有無 (1) コンピュータの使用について」について、受託者が使用する作業用PCは、東村山市教職員分の専用のもなのか、いくつかの自治体分で使用するものなのか。その確認をしていただきたい。また、諮問書P. 4「5 (4)」について、契約は1年間で毎年契約するかどうかは未定だが、データは5年間保存するというルールになっている。市役所の担当者も人事異動もあるので、必ず5年後に廃棄されているかの管理をしておかないといけないと思う。データ廃棄の確認は、受託者に報告義務が課せられるのか、それとも市から問い合わせをしないとけないのか、そこが分からなかった。廃棄方法については、毎回色々な事案でお願いしていることだが、消去するためのソフトウェア、アプリケーションの名前とバージョンを確認してもらいたい。これは受託者に対する牽制球にもなると思う。同ページに「当該個人情報記録されていた機器の廃棄又は転売・譲渡等を行うときは、記録されたデータを全て消去し復元不可能な状態にする」とあるが、保守などで修理したとき、例えばHDDだけ交換するとかあると思うが、こういった場合にも、保守会社の会社名の報告をしてもらうなどの交渉をしていただけたらと思う。最後に、受託者がプライバシーマークを持っているのかをインターネット等で確認してほしい。いわゆる集計業務などは外部委託をしているようであるが、公にされている色々な入札公告を見ると、必ずプライバシーマークあるいはISO27001認証をお持ちの事業者から選定されることを意識されているので、きちんとされているものかと思う。諮問書P. 55「心の健康チェック事業のご案内 3-4利用対象者情報の提供③」を見るに、ID・パスワードを半年に一回更新するというルールで運用されている。セキュリティに関してはしっかりされているということは確認できる。
- 受託者に対しどうのこうのお聞きするのはやりにくいことかもしれないが、確認と念押しをお願いしたい。
- 機器の保守・修理をした際、いつ、どこの会社が修理に入ったかを記録されているのか、また、その記録が残っており、確認ができる状態であるかどうか、その際にはきちんと個人情報データが漏洩しないよう作業していただくかどうか、それらをお願いすれば教えていただけるのかどうかを確認していただきたい。受託者の問い合わせ窓口があるが、おそらく個別の部門に問い合わせるしかないだろうが、プライバシーマークの有無も含め確認していただきたい。この件については確認していただけたら報告してもらう必要はない。
- こちらが手をつけられない問題もあるが、その中で、実際に受ける教職員のメンタルというところ、もしくはハラスメントに関わる可能性があるということを確認していただき、不利益なことがないような運用を継続していかれるようお願いして、本件を可とする。
- おそらく、本受託業務は受託者がシステム会社等に再委託をしてやられるということだと思っている。どこにどのような再委託をするのかについても確認してほしい。
- 対象者について、常勤の教員の他、学校では非常勤のかたもたくさんいらっしゃると思うが、このかたがたについても対象とするのか。
- お見込みのとおり、共済組合員の他、組合員ではない非常勤のかたも対象とする予定である。
- 今は働き方改革の中、特に非正規のかたがストレスを多く感じているのかもし

れない。是非、そういうかたも受けていただきたい。

- この制度は、人事権のあるかたが実施者にはなれないということが重要な考え方である。その制度趣旨が十分反映できるよう、しっかりとした運用をしていただきたい。

○「東村山市立小中学校一人一台端末の配備における環境整備委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び情報政策課の回答

- 諮問書P. 2「5 コンピュータ・記録媒体の利用、外部接続の有無 (1) コンピュータの使用ルール」に「受託者の社内で行う場合」と、「5 (2) 記録媒体の使用ルール」に「受託者社内にて保管する場合」とあるが、こちらはどのようなことを想定しての記載か。
 - 動作検証等を想定している。学校に無線接続の動作環境が無いので、実際の動作検証等で検査を行う場合、受託者の社内へ持ち出しする可能性があると考え記載した。
- 無線接続での動作検証の場合のみで良いか。
 - その他、市の環境によって市庁舎や学校で出来ないことを想定している。
- そうなると、個人情報を出し出すこととなるため、厳密にやらなければならない場合が出てくる。
 - その場合には、設定を変えようという場合が出た場合には個人情報の持ち出しも考えられるので、厳重にやらせていただければと考えている。
- 動作検証はダミーデータで行うことは出来ないのか。
 - 納品後に子どもたちが使えないと、事業に差し支えるので、しっかりと入れ込んだものが使えるのかの確認が必要であると考えており、ダミーではなく本番環境での確認をしたいと考えている。
- 作業にはどのくらいかかる予定なのか。
 - 全行程2から3か月を予定している。個人情報を扱う作業はそのうち1から2か月ほどである。
- 諮問書P. 2「5 コンピュータ・記録媒体の利用、外部接続の有無 (2) 記録媒体の使用ルール」について、「媒体にはシール等によりそれぞれ媒体番号を記入し、パスワード設定を行う。」とあり、その後「技術的に暗号化が困難な製品を利用せざるを得ない場合は、その製品に適した情報漏えい対策を行う。」とある。後者は具体的にどのような場合を想定しているのか。
 - 極僅かな可能性があると考え記載させていただいた。よって、現状想定しているものはなく、万が一こういうことがあった場合ということでここに書き加えさせていただいている。
- 先ほどの受託者社内における作業の件もそうだが、諮問書に記載があれば、こういうことがあるのかと思ってしまう。
 - 本件で導入する機器はGoogle社のchromebookで、ほとんどをウェブ上で展開するものとなる。市では普段Windowsを使用しており、こちらが慣れてるものではなかったため、想定され得るものを細かく記載させていただいた。ただ、本件の作業については、一人一人のアカウントを作成するものとなり、難しい作業ではないと考えているので、ここに記載させていただいた万が一の部分はほぼほぼ無いと考えている。

- 原則がどうなのか、例外があるとして例外はどのくらいの頻度で起こり得るのか、その判断をもって、一般論として諮問書へ記載するかどうかの判断がされる。なので、敢えて書かなきゃいけないほど頻度が高い事例になるのかどうかということである。
- 仕様書の情報を提供してくれた事業者が、何か発生し得るようなことも想定して万が一のことで書かれている内容を記載したのかなと思う。ただそれを書くということは、事業者はどういうことを意図しているのか確認しておく方が良い。
- これは、仕様書で書いておくべき内容で、諮問書に書くべき内容ではないと感じる。その代わり、0.1%未満であったとしてもあり得るのならば、仕様書にはきちんと書かないといけない内容ではある。
- どんなことがあるのかよく分からなかったら、何を想定されているのか確認しておいてほしい。
- 諮問書P. 3「7委託期間」について、「契約締結日より令和3年3月31日まで」とあるが、その後の保守管理、修理などは本件受託者とは別の事業者へ委託するつもりなのか。
 - 保守管理も含めて今回プロポーザルを行っている。よって、保守管理についても本件受託者を予定している。
- 小中学生全生徒一人に一台というのはすごいことだと思う。学校や市の職員はPCを鍵のかかるキャビネットなどにしまうこととなっていると思うが、今回導入するPCの管理については、キャビネットを新たに購入しそこに入れて保管し、鍵は先生が管理するということが良いか？
 - お見込みのとおりである。44台入り、充電も可能なキャビネットを各クラスに用意させていただく。使用しないときはそのキャビネットにしまい、担任の先生が鍵をかけて保管をする予定である。
- 一人一人配られたPCはその子が卒業するまで同じものを使うと思うが、保存されるデータは卒業時に一括で削除するという理解で良いか。
 - 今回導入させていただくchromebookでは、Windowsと違い、端末自体にデータを保存する機能が無く、端末にデータは残らない。また、同じ端末を使い続けることについてであるが、すべてウェブ上で、自分のアカウントの中で展開するものになるので、毎年学年が上がればそのクラスにある端末を使わせていただくこととなるが、自分のアカウントを使用すれば異なる端末でも以前と同じ環境で使えるようになるものになっている。
- 最初にこの案件を見たとき、主に下請けを担っている事業者がやられる仕事なのかなど思っていたが、本件受託者が選定されていたので、安心かと思う。とは言っても、結局はピラミッド形式で下請け事業者の従業者が作業を実施していることもあると思う。簡単な作業ほど、もしかしたら厳しい働き方をさせられている人が請け負って、その分リスクがでてくる可能性があるのでは、そこは目を光らせておいていただきたい。
- PCは全部で何台を導入予定なのか。
 - 11,900台である。
- タブレットか。
 - 折り畳み式のタブレットである。
- 小学生は何年生から配られる予定なのか。
 - 小学校1年生から中学校3年生までである。
- 個人情報保護の範囲ではないかもしれないが、ネット上にはいろいろなフェイク情報が流れている。情報リテラシーなど、そういう教育もやられるのか。

- 指導室との調整となるが、今後、ICT支援員という形で、民間の支援員をつけることを考えている。先生たちの授業のやり方や、子どもたちにそういった情報リテラシーだけではなく、使い方も含めて支援していただけるかと考えており、そういったところでカバーできればと考えている。
- 個人情報というのがどういう風な形で漏れてしまうのかや、嘘の情報に騙されないことなど、個人情報を保護するスキルを上げることを組み込んでいただきたい。ネット社会に生きる子どもたちなので。
- 情報政策と教育政策をうまく連動していただきたい。
- 情報リテラシーというか、個人情報をどういう風を守るのかというスキルについて、ぜひ配慮いただけたらと思う。
- 諮問書P. 1「3受託者が取扱う個人情報の種類」について、「(4) メールアドレス」とあるが、これは誰がいつ作ったものを使用するのか。
- Googleのアカウントを作るにあたり、受託者が作成する専用のメールアドレスである。
- まさか、子どもたちがもともと持っている携帯のアドレスなどを使わせるわけじゃないよねと思っていたので安心した。
- 市庁舎外でどうしても行わなきゃいけない例外的なチェックの場合の管理、このあたりを厳しくお願いし、ご確認をしていただけるのを条件として可とする。

○「小平市・東村山市・東久留米市による住民情報システム共同利用（自治体クラウド）導入及び使用」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び情報政策課の回答

- 共同利用を3つの市で始めた理由は。
- 小平市・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市の5市で構成する多摩北部都市広域行政協議会において、小平市・東久留米市と当市が同じ事業者のシステムを使っていることから業務の共通化・標準化が比較的容易にできるとの検討結果があり、まずは3市で始める運びとなった。自治体クラウドについては、将来にわたって3市のみが使用するというのではなく、今後共同利用を希望する自治体があれば、拡充することもある。
- それは、清瀬市・西東京市であるかもしれないが、それ以外のところかもしれない。
- お見込みのとおりである。
- 諮問書P. 5「3契約内容 (4) 自治体クラウドの仕組みについて ①システム全体像 (簡易図)」の〇〇データセンターについて、東日本大震災級の津波や南海トラフ地震による津波等でも耐えうる立地条件なのか。
- 立地条件は、海側から離れた山沿いであるため、津波については比較的影響が少ないと言える。また、地震についても、建物が震度7の地震に耐えられる構造、阪神・淡路大震災級の地震に耐え得る想定で作られたと聞いている。
- 〇〇データセンターがメイン、△△データセンターがバックアップという理解でよいか。
- メインで使う環境として、〇〇データセンターにシステムがある状況である。もし障害、災害等があった場合には、△△データセンターに切り替えて使うことを想定している。
- 諮問書P. 9「3契約内容 (6) 履行場所 ②データセンター詳細 (備考)」

の「バックアップデータセンターは三市と大陸プレートが異なる土地にある」の意味は。

- 南海トラフと東日本大震災と違うプレートにあり安全であると委託事業者から説明を受けている。
- 諮問書P. 8「3 契約内容 (6) 履行場所 ①一覧」の「情報政策課及びその他指定場所」について、この場所を選んだ理由は。
- 現在システムを利用している場所である。
- ほとんど全部のフロアではないか。
- お見込みのとおりである。
- 例えば6階なら6階の全域という意味ではもちろんなくて、その中の特定の部屋、各課となるだろう。それとも、住民票であるとか個別の項目についても情報政策課の方に全部集約されているということか。
- 情報政策課では、システム契約の集約を行っている。
- システムを使うのは各課か。
- お見込みのとおりである。住民票の発行であれば、市民課のみでの利用となる。
- 各課単一のパソコンでシステムを利用するのか。
- お見込みのとおり、その業務を行う職員に配布されたPCにシステムの入り口がある。
- システムが導入されるパソコンが他の業務に使用され、インターネットに接続されるという事か。
- インターネットには接続しない。
- 外部への個人情報漏えい、外部からの不正な侵入はないと考えてよいか。
- お見込みのとおりである。
- システムを使用する職員をどのように特定するのか。
- 自身の職員番号でログインする仕組みとなっており、システム上では誰が操作したかというログが記録される。
- 誰がシステムをどのように操作するのか一覧を作成すべきではないか。
- システム上、各職員のID情報等は一覧として持っている。また、人事異動の際には棚卸しという形で、各課と連携し改めて一覧を作って確認をしている。業務に関係がない職員がシステムにログインして使える状況にはない。
- IDやパスワードで認証しているのか。
- ログインする前に職員の静脈認証を行い、その上でID・パスワードでログインする仕組みになっている。
- 少なくとも二重認証にはなっている。このクラウドにログインするパスワードは定期的に更新するのか。
- 3か月ごとに更新する。
- 職員それぞれのIDから読み取れる情報はそれぞれの業務に限定されるのか。つまり、選挙管理委員会の人々が後期高齢者医療の情報を見ることはないか。
- 職員のIDに対して業務がアクセス制限の形で紐づいているため、そのようなことはない。
- 先程説明のあった人事異動に際しては、むしろ、IDを更新しなければ、異動先の業務ができないということか。
- お見込みのとおりである。
- 自治体クラウドの導入による効果として次の4点が見込まれる。1点目に情報システムの運用コストの削減、2点目に集中管理による情報セキュリティの水準の向上、3点目に市庁舎が被災する等しても業務継続が可能になること、4点目に参加団体間での業務共通化・標準化である。

- 個人情報の保護という観点として、漏えいというもののほか、使いたいときに正しい情報が使えるか否かということがある。過去を振り返ると、クラウドシステムの利用はかなり進んだという実感があるが、先日の証券取引所のシステムの停止を踏まえると、リスクマネジメントとして、1点目にディザスタリカバリ、復旧の見通しについて、行政が市民に対して報告すべきことが、メーカーに依存している部分があり困難となる点がある。2点目は、原因究明と対策の時間短縮が、これもメーカーに依存している部分があり困難な部分がある。これをどう担保するのか。万が一、データセンターのデータが全部使えないときのシナリオ、例えば、東村山市にもデータがあり、これを遠方のデータセンターのサーバーに入れて立ち上げるまでにどの程度の時間がかかるのか、行政の説明責任を果たすため、試算しておいたほうが良いのではないか。
- 情報政策課だけでできるものではないと思われるため、適当な時期に委託事業者と話し合いとシミュレーションをした方がよいのでは。システムが更新されるこの機会に、必要に応じて小平市・東久留米市とも共同で話し合いながら行ってはどうか。
- 委託事業者の担当者の変更や情報政策課の職員の人事異動を見越して、どう引き継ぐか。必要な情報交換や対応策の協議の継続をしていただきたい。
- 諮問書P. 53・54「別紙6 SLA項目」に障害発生時の水準が記載されている。復旧までに最大かかる時間は見積もっておいた方がよいか。
- 区部で住民情報システムのトラブルがあったと記憶しているが、あれもクラウドだったと思う。クラウドが全て安全で有効で効率的だということではなく、証券取引所のシステムトラブルもそうだが、事が起こり得ることもある。この受託者も一生懸命にそのことを想定した対策を講じているなどと思いながら諮問書を読ませていただいた。
- 諮問書P. 3・4「3 契約内容 (3) 対象業務及び特定個人情報の有無」において、「受託者が取り扱う個人情報」とは別に「特定個人情報の有無」という項目を記載しているが、ここでいう特定個人情報とは何か。
 - いわゆるマイナンバーのことである。
- 特定個人情報は、法律で使用の範囲が定められているが、その特定個人情報を指しているのか、それともそれ以外に何か別に定義づけがあるのか。
 - おっしゃるとおり番号法で特定個人情報を扱う業務が決まっており、番号法にいう特定個人情報を指している。
- 諮問書P. 11「4 リスクマネジメント (3) コンピュータ・記録媒体の利用の有無 ③ 契約終了後の個人情報データの保存年限、返還・廃棄方法」にある「総務省の推奨する方法」とは具体的にどのような方法か。
 - 現状総務省から示されている方法が、物理破壊と併せて立会いをなささいというものである。今回のシステムは、3市が利用するクラウドシステムであり、仮に当市だけ抜けるとなった際に、当市分だけ物理破壊できるかということと出来ず、その点は今後、国がクラウド化を推奨していることもあり、その流れの中で新たに国から指針が示された場合にはそれに沿うつもりである。
- クラウドにおける明確な指針が示されていないため、この形ということ。
- クラウドシステム化することで、電子申請であるとか市民としてのメリットは何かあるのか。
 - 仮に災害が起きてデータセンターが使えなくなった場合、現行、庁内にダウンリカバリサーバー、証明書発行などの最低限の業務が行える仕組みは用意しているため、市民の皆様に影響なく業務を遂行できるメリットはある。
- 具体的に言えば罹災証明等か。

- このシステムは罹災証明には対応していないが、住民票等の証明書類の発行については、災害時にデータセンターが使用できない場合でも最低限進められる状況にしている。
- 日常的に住民票の発行等を電子申請で行うことはできるようになるということではないのか。
- 現在でも、マイナンバーカードを持っていれば市役所に来なくともコンビニ等機器が設置してある場所で住民票等を受け取れるようになっている。
- 大きなシステムであるため、いろいろと伺ったが、先程指摘があったデータ消去その他ディザスタリカバリの目安の設定についてお願いし、この諮問を可とする。

(5) その他

なし

以上

※この会議の資料（諮問書など）は、次の理由によりホームページ等での公表はしません。

【理由】

情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報（個人情報や市の情報セキュリティ対策の詳細情報、これから予定している委託契約の情報など）が含まれており、公開することにより情報を早く得た者が契約に有利になったり、コンピュータシステムに不正侵入されるといったおそれがあるため。